

Kobayashi

Takaharu

Nojiri

2008.8
第3号

小林市・高原町・野尻町 合併協議会だより



- ▲上 5000発の花火が夏の夜空を彩る小林市「すき納涼花火大会」
- ▲右上 多彩な催しが開催され多くの来場者でにぎわう「のじり湖祭り」
- ▲右下 地域住民の手づくりで復活した高原町の「後川内夏まつり」

CONTENTS

第3回協議会報告

慣行、国民健康保険、生活環境、農林水産、建設、下水道、水道等 13 項目を提案・確認

第2回小委員会を開催

- ・ 議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会
- ・ 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

協議会からのお知らせ



第3回 協議 報告

6月26日

慣行、国民健康保険、生活環境、農林水産 建設、下水道、水道等13項目を提案・確認

6月26日、野尻町農村環境改善センターで第3回協議会を開催し、慣行の取扱い、国民健康保険事業、生活環境関係、農林水産関係、建設関係、下水道関係、水道関係、その他関係(市町の計画、運輸・通信)についての提案・確認、都市計画関係、建設関係(入札・検査)、その他関係(市町の概要・地域間交流・会計事務)についての確認が行われました。



報告事項

第2回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について

第2回協議会以降に開催された、会議や専門部会・分科会等の経過について報告しました。

協議事項

慣行の取扱いについて〈確認〉

都市宣言、市の花・木等、市章、市民憲章・市歌、市のシンボルマーク、キャッチフレーズについて、調整方針案を提案・協議し、原案のとおり確認されました。

国民健康保険事業の取扱いについて〈確認〉

保険税賦課割合、保険税率、一世帯、一人当たりの保険税、出産育児一時金、葬祭費、温泉療養所利用補助、あんま・

建設関係について〈確認〉

道路・橋梁関係の道路維持について、調整方針案を提案・協議し、原案のとおり確認されました。

下水道関係について〈確認〉

公共下水道事業の使用料・受益者負担金と農業集落排水事業の使用料・分担金について、調整方針案を提案・協議し、原案のとおり確認されました。

水道関係について〈確認〉

上水道事業と簡易水道事業の水道料金の算定方法・水道加入金について、調整方針案を提案・協議し、原案のとおり確認されました。

その他関係(市町の計画、運輸・通信)について〈確認〉

市町の計画の総合計画、運輸・通信のコミュニティバス等について、調整方針案を提案・協議し、原案のとおり確認されました。

都市計画関係

建設関係(入札・検査)

その他関係(市町の概要)

その他関係(地域間交流)

その他関係(会計事務)〈確認〉

委員から次のような意見・質疑が出されました。

●国民健康保険事業について

委員：国民健康保険税の資産割に差がある。資産割はなくした方がよいのでは。新しい市になるので、一緒にした方がよいのではないか。

分科会：資産割のない3方式と、資産割のある4方式がある。3方式は、一般的に都会型、都市型といわれている。県内では、宮崎市が3方式をとっているが、ほかは4方式である。4方式の方がよいのでは。

●生活環境関係について

委員：ごみ処理については、1市2町の長所を生かしながら進めてほしい。

分科会：尊重しながら納得いくように進めていく。

委員：中間処理施設について、霧島美化センターと小林市の処理料金の違いは。小林市は1キロあたりとなっているが、美化センターは品目ごとにいくらというふうになっている。

委員：可燃ごみ等のトン当たりの料金の違いは。

委員：1市2町のリサイクル率を教えてください。

分科会：総量しかわからない。

委員：総量ではわからないので、リサイクル率で出してほしい。

事務局：新市基本計画策定中だがその資料によると、平成17年は小林市が39.9%、高原町が27.0%、野尻町が32.1%であ

る。

委員：ごみ収集業務について。高原町と野尻町は委託、小林市は直営である。何年を目処に小林は委託になるのか。

分科会：委託について、そのような方向性はあるが、いつかはまだわからない。

会長：小林市も嘱託職員が増えてきている。しかし、何年後にどうするかはまだ決めていない。組合との協議も必要になってくる。

●下水道関係について

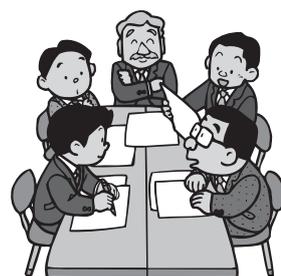
委員：下水道について、この計画でいけば平成37年度までとある。400haに変更とあるが、具体的にいつまでに行うのか。

分科会：平成22年度までに事業完了予定である。

●市町の計画について

委員：総合計画について、小林市に統一するということだが、合併をして10年間の計画を新たに作るのか。現在小林市の総合計画（2016年まで）が生きるのか。

分科会：現在、新市まちづくり小委員会で新市基本計画について協議している。現在ある小林市の総合計画を合併後にそれに合うように見直していくことになる。



●今回確認された調整方針の内容

項 目	調 整 方 針
協定項目第21号 「慣行の取扱い」	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市宣言については、小林市の制度等に統一する。ただし、異なる宣言は地域で生かせるよう合併までに調整する。 2. 市の花・木等については、小林市の制定のとおりとする。ただし、2町の制定項目は、培ってきた植樹や保護活動等を考慮し、地域で生かせるよう合併までに調整する。 3. 市章については、小林市のとおりとする。 4. 市民憲章、市歌については、合併後2年を目処に新市市民からの公募等により制定する。 5. 市のシンボルマーク・キャッチフレーズについては、小林市の制度等に統一することとし、新市移行後その必要性を含め検討する。また、高原町、野尻町のシンボルマーク及びキャッチフレーズについては、当該地域限定として当分の間使用できるものとする。
協定項目第22号 「国民健康保険事業の取扱い」	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険税賦課割合、保険税率については、合併時に統一する。また、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は、小林市の方式に統一する。 2. 一世帯、一人当たりの保険税については、合併時に統一するよう調整する。 3. 出産育児一時金は、小林市の制度に統一する。 4. 葬祭費については、高原町・野尻町の制度を適用する。 5. 温泉療養所利用補助は合併時に廃止する。 6. あんま・はり・きゅう施術費支給については、補助金額は小林市の制度に統一し、制限回数については、高原町・野尻町の制度に統一する。 7. 人間ドックについては、合併までに、検査内容・補助金額を調整し、合併時に統一する。 8. 保健事業の執行については、現行どおり、保険税の1%を充てる。 9. 国民健康保険運営委員の定数等については、被用者保険等保険者を代表する委員は、現行の小林市に合わせる。国民健康保険医を代表する委員は、小林市の現行どおり西諸医師会から3人、歯科医師団から1人の推薦を受ける。被保険者を代表とする委員4人と公益を代表する委員4人については、地域性を考慮して合併までに選任する。 10. 国民健康保険準備積立基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。
協定項目第25号 「各種事務事業の取扱い」のうち「(10) 生活環境関係」	<ol style="list-style-type: none"> 1. 処理人口・収集体制、ごみ収集人員・車両台数（直営・委託）は、現行のまま、新市に引き継ぐ。 2. ごみの処理量（処理先）については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。 3. 中間処理施設（焼却・破碎）、資源物中間処理施設及び最終処分施設については、現行のまま新市へ引き継ぐものとする。粗大ごみの処理料金は、小林市の制度に統一する。 4. 資源ごみ回収事業報奨金については、小林市の制度に統一するよう、合併までに調整する。
協定項目第25号 「各種事務事業の取扱い」のうち「(11) 農林水産関係（農業、畜産業、耕地）」	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業関係について 農業振興対策事業・単独事業については、当面現行どおりとし、組織・各種団体の再編・統廃合を推進し、同時に各制度の統一を図り、合併後3年を目処に統合するよう調整する。 2. 畜産関係について <ol style="list-style-type: none"> (1) 畜産振興対策事業・単独事業（受精卵移植事業） 畜産振興対策事業・単独事業（受精卵移植事業）については、一本化に向けて合併後3年を目処に統合するよう調整する。 (2) 畜産振興対策事業・単独事業（家畜排泄物処理施設整備） 畜産振興対策事業・単独事業（家畜排泄物処理施設整備）については、合併後3年を目処に施設・制度等の統合を図るよう調整する。 (3) 畜産振興対策事業（貸付・基金） 畜産振興対策事業（貸付・基金）については、合併後3年を目処に統合するよう調整する。なお、既貸付中のものは、償還期限までは現行制度に基づき対応する。 (4) 第三セクター 第三セクターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

	<p>3. 耕地関係について</p> <p>(1) 土地改良事業（制度事業） 制度事業については、年度毎の事業実施計画の見直しを行い、新規事業の受益者負担割合については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。</p> <p>(2) 土地改良事業（単独助成事業） 単独助成事業については、小林市の制度に、野尻町のほ場整備事業及び暗渠排水事業の修正したものを加え、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。</p> <p>(3) 土地改良事業（分担金率） 分担金率については、小林市の制度等に統一する。</p> <p>(4) 土地改良事業（団体補助） 平成24年度に西諸土地改良区（仮称）を設立する計画であり、また、現土地改良区の統合も踏まえ、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。</p>
協定項目第25号 「各種事務事業の取扱い」のうち 「(14)建設関係」	<p>1. 道路・橋梁関係について</p> <p>(1) 道路維持 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。</p>
協定項目第25号 「各種事務事業の取扱い」のうち 「(15)下水道関係」	<p>1. 公共下水道事業について</p> <p>(1) 下水道使用料 下水道使用料については、小林市の料金を基本として合併後3年を目処に調整する。</p> <p>(2) 受益者負担金 受益者負担金については、野尻町が平成22年度に事業完了の予定であり、合併後3年を目処に統合するよう調整する。</p> <p>2. 農業集落排水事業について</p> <p>(1) 使用料 使用料については、小林市の制度等を基本とし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。</p> <p>(2) 分担金 分担金については、小林市の制度等を基本とし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。</p>
協定項目第25号 「各種事務事業の取扱い」のうち 「(16)水道関係」	<p>1. 上水道事業について</p> <p>(1) 水道料金の算定方法 水道料金の算定方法については、当面現行の料金体制を維持し、妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。また、経営状況について分析を行う。</p> <p>(2) 水道加入金 水道加入金については、一次側においては、全て水道事業者が管理する方向で調整し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。</p> <p>2. 簡易水道事業について</p> <p>(1) 水道料金の算定方法 水道料金の算定方法については、当面現行の料金体制を維持し、妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。また、経営状況について分析を行う。</p> <p>(2) 水道加入金 水道加入金については、一次側においては、全て水道事業者が管理する方向で調整し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。</p>
協定項目第25号 「各種事務事業の取扱い」のうち 「(19)その他関係（市町の計画、運輸・通信）」	<p>1. 市町の計画について 総合計画については、小林市の制度等に統一することとし、合併翌年度に、高原町、野尻町の施策及び新市基本計画を踏まえ、小林市の総合計画を一部見直す。</p> <p>2. 運輸・通信について コミュニティバス等については、運行地域が異なるため、当分の間は現行どおりとするが、利用料金等については、地域公共交通会議等の意見を踏まえ、合併後3年を目処に統一する。</p>

第2回 議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会を開催

6月26日、野尻町役場大会議室で、第2回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会を開催しました。

■議会議員の定数及び任期等

協議ではまず、議会議員の定数及び任期等の取扱いについて協議し、選挙執行経費・議員人件費の比較、在任特例適用時の議場候補地について、事務局から説明があり、委員からは次のような意見・質疑が出されました。



て高額だが、実績で出してほしい。

- ・住民からすれば経費が一番気になるところである。小林市の報酬と2町の現行報酬額のそれぞれを基準とした資料を準備してほしい。
- ・高原、野尻両町の議員が現行報酬のまままでいくと言った場合は、認められないのではないか。
- ・特例の方法は2つある。議員の定数をどうするか、数字も大事だが、新市をどうしていきたいかといったことが重要視されるべきでは。
- ・2町の現行報酬で試算していただきたい。今の資料と比べ、人件費はマイナスになっているはずだ。
- ・議会は3市町の持ち回りでやればよい。

- ・この議題は住民が重要視している。住民の考え方、議員の考え方、その接点をどこに持っていくのか勘案しながら進めていかなければならない。
- ・住民の意見を尊重する。住民の意向を把握して次回持ち寄ればどうか。
- ・小林市民は現在、旧須木村民との一体化を図っている。今回は、編入合併であるという考えでいてほしい。

●自治法の原則について

・特例適用の参考資料によると原則が多いが、このことに驚いている。

・住民感情から考えて、自治法の原則

は厳しいのではないか。

- ・今までの経緯からすると、原則でなくとも、小林市民の賛同も得られるのではないか。

●定数特例について

・定数が少なくなると、合併後の決定事項について意見が通らない。

・やはり現行の2町の報酬試算があつてこそ、適用の判断ができるものである。

●在任特例について

・住民のために選挙費用も実績で出した方がいい。

・選挙区はオープンでやればよい。

・以上のような意見を踏まえた上で、議会議員の定数及び任期等について、自治法の「原則」については今後協議しないということを確認しました。

■農業委員会委員の定数及び任期等

次に農業委員会委員の定数及び任期等について事務局より説明があり、委員から次のような意見が出されました。

- ・農業委員の役割、概要について教示願いたい。農地転用数は分かるか。
- ・各市町の農地面積等を示していただきたい。
- ・小林市の有権者数が少ない理由は。
- ・野尻町では担当区があり、自分で選挙人名簿をチェックしている。
- ・農地転用について須木地区は動いていないと聞いたが、転用があるということを証明できる資料がほしい。
- ・高原町としては在任で考えている。8名の委員がいるが人数が足りないく

らしい。せめて8名を維持したい。

- ・2町では農業委員はかなり少なくなってきた。公選委員だけでやっていけるのか。仕事に支障があるのなら確保しなくてはいけない。
- ・小林市の業務量の状況はどうか。
- ・合併期日いかんでは5年間在任になるが問題ないか。農業委員は他の地域のことは分らないと思うので、現行のままではないかと無理だろう。在任特例がよいのではないか。
- ・農業委員は農家の財産を守る仕事。現状維持もしくは、それ以上の定数が望ましいと思う。

委員の意見・質疑に対し、事務局から次のような説明がありました。

- ・農業委員は、農地転用、農家の経営改善等の重要な役割を担っている。委員削減はありえないと考える。
- ・小林市の選挙人名簿登録は、自主申告制となっており、7,800人ほど。農家台帳システムを整備して数値の正確性を上げる。
- ・常会制度で集約していたが、昨今の個人情報保護の関係で制約される。自主申告制だが、今後、職権で選挙人名簿に計上できるように上部団体等とともに検討していきたい。
- ・須木との合併時は面積が増加した。小林市の業務は今のところ大丈夫だが、高原町、野尻町分まで賄えない。
- ・最長5年の在任期間になることは問題ない。

最後に、7月14日に小委員会を臨時開催すること等を確認しました。

第2回 新市基本計画・地域自治区等 設置検討小委員会を開催

6月26日、野尻町農村環境改善センター1研修室で、第2回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会を開催しました。

■高原町・野尻町地域自治組織

協議では、まず高原町・野尻町の地域自治組織の協議の進め方について、事務局から説明があり、委員から次のような意見・質疑が出されました。

資料に旧須木村の例を出している。これによると、地域自治区を置くか置かないかという議論になってしまう。



確認書によると「地域自治区等」を置くことになっている。地域自治区、審議会という形態など、いろいろと選択肢はある。

・地域自治組織の下に校区単位でまちづくり委員会を置くことで、これからの地方分権の時代に対応し、住民の不安、懸念を解消しなければならぬ。

・住民の環境急変に対する不安感、これが最大の問題である。これを考えたときに、審議会でできることと、地域自治区でできることを比べると、どうなのか。地域自治区スタイルの方が住民の理解が得られるのでは。

・今回は行政改革のための合併であり、新市の一体感を持つことが重要。地域自治区は撤廃すべきであり、審議会のような方法が良いと思う。

・新市において心の融合を図ることは必要だが、移行期間は必要ではないか。一気にやることには無理があるのではないか。

・移行期間は必要だと思うが、設置期間10年は長い。もっと短くするべきだ。

・当分は地域自治区を設置し、区長を置くほうが良いと思う。

・小林市と合併することには住民の不安があり、その解消が必要である。地域自治区を設けた上で、校区毎に審議会を置くのがよいのではないか。

・須木とのバランスもあるし、地域自治区を設置したほうがよいのでは。ずっと置くものではなく経過措置だから必要だと思う。何年間かは必要ではないか。

・須木ではまず地域自治組織ができた。議員は在任特例をとった。市議会議員になると須木の人は相談しにくい。地域自治区については、なかなか認知されておらず、最初は、発表会・勉強会みたいなものであったが、今やつよいものになってきた。

・地域審議会、地域自治区のどちらでもよいが、研究が必要。組織を作ったからといって、住民に理解されないと意味がない。なぜ今の須木地域自治区が機能しないのか。メンバー選出に問題があるのではないか。

・地域自治区以外を設置する場合、確認事項書の扱いはどうなるのか。

・「地域自治区等」であり、地域自治区に限られるわけではないので、問題はない。

・今後、視察研修もあるので、その中で検討していったらどうだろうか。

・須木の場合は、住民の意見を聴いて地域自治区名が「須木」となった。

・「町」を残したほうが良いのでは。

・須木の場合は、新しい市になるのに「村」を残してよいものか、複雑になってしまふのでは、というような意見が出て、地域自治区名を「須木」に決定した経緯がある。

・財政状況等を考えると、設置期間10年というのは長いのではないか。

・地域協議会では日額報酬をもらっているが、財政を圧迫するほどのものではない。それよりも、住民の不安解消の方が大事である。

・須木地域協議会も、初めは十分な役割を果たしていなかった。地域協議会での意見が市長まで伝わっていなかった。なくても良い組織かもしれないが、住民の安心にはつながる。

・個人的には設置期間は短くてよいと思う。それよりも校区単位のまちづくり委員会が必要である。

・新しい考え方として、ある程度の期間を定めたいうえで、その期間の評価をし、その評価に従ってその後の期間を定めるといったことはできないのか。

・「地域協議会の権限」について、「意見を述べることができる」とあるが、「意見を具申できる」とできないか。

■総合支所の機能

次に、総合支所の機能について事務局から説明があり、委員から特に意見・質疑はありませんでした。

■新市基本計画（序章）第3章

次に新市基本計画の序章から第3章について事務局から説明があり、委員から「新市基本計画に住民アンケートの結果を掲載する予定があるか」等の意見・質疑が出されました。

最後に次回の検討事項について事務局から説明があり、原案のとおり確認しました。

合併でもQ&A

Q 合併に際して、議会議員の定数と任期については、どのような特例があるのですか？

A 今回の合併では、編入される高原町・野尻町の議会議員は、「地方自治法の原則」では合併前日に失職し、小林市の議員はそのまま残任期間(平成23年4月)まで在任します。

ただし合併時の特例として、高原町10人、野尻町10人の現在の議会議員が、小林市議会議員の残任期間までそのまま在任する「在任特例」という方法があります。

また1市2町の人口と小林市の議会議員定数(24人)を基に計算し、高原町6人、野尻町5人の定数を増加させて、それぞれに選挙区を設けて、合併から50日以内に増員選挙を行う「定数特例」という方法など、2つの特例を適用することは合併新法の中で認められています。

そのほか、合併時や最初の一般選挙において定数特例を2回、または在任特例後に定数特例を1回適用する方法もあります。

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、地域住民の関心が大変高く、合併における重要事項ですので、合併協議会に小委員会を設置して、現在、集中的に協議を行っているところです。

【編集・発行】

小林市・高原町・野尻町合併協議会
〒886-8501 小林市大字細野300
TEL 0984-23-7035 FAX 0984-25-1037
E-mail:ktn-gappei@city.kobayashi.lg.jp
U R L :http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/ktn-gappei/

各市町の合併担当窓口

小林市合併推進室
TEL.0984-23-7035 FAX.0984-25-1037
E-mail:ktn-gappei@city.kobayashi.lg.jp

高原町まちづくり推進課
TEL.0984-42-2111 FAX.0984-42-4623
E-mail:machi@town.takaharu.lg.jp

野尻町総務企画課
TEL.0984-44-1100 FAX.0984-44-0649
E-mail:soumu-kikaku@nojiri-town.jp

ホームページをご覧ください。

ホームページでは協議会の開催予定や協議状況や協議会だよりなど、常に最新の情報を更新しながら、お知らせしています。また、会議資料と会議録は、協議会事務局でも閲覧できます。

ぜひ協議会のホームページをご覧ください。



<http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/ktn-gappei/>

協議会・小委員会を傍聴しませんか。

第6回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

日時：平成20年8月8日(金) 午後1時30分～
場所：小林市役所4階大会議室

第7回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

日時：平成20年8月21日(木) 午前9時30分～
場所：小林市役所4階大会議室

第5回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会

日時：平成20年8月21日(木) 午前9時30分～
場所：小林市社会福祉センター2階大会議室

第5回合併協議会

日時：平成20年8月21日(木) 午後1時30分～
場所：小林市中央公民館大ホール

第8回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

日時：平成20年8月28日(木) 午前9時30分～
場所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室

第6回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会

日時：平成20年8月28日(木) 午前9時30分～
場所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室

第6回合併協議会

日時：平成20年8月28日(木) 午後1時30分～
場所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール

※日程は変更になる場合がありますので、事前に事務局にご確認ください。

▼各専門部会、分科会では、事務局について連日熱心に協議・調整しています。合併協議会に提案される協議項目も回を重ねるごとに、かなり増えてきました。▼協議会に設置された2つの小委員会では、先進地視察研修を実施し、3回目のペースで会議を開催しながら、新市のまちづくりや、合併に対する住民不安の解消などについて、熱心に協議されています。お忙しい中、委員の皆さんの熱意と行動力には、本当に頭の下がる思いです。▼また、野尻町で開催された第3回協議会をはじめとして、多くの住民の皆さんが傍聴に参加していただいています。住民の皆さんの地域の将来に対する関心の高さを痛感しました。▼事務局としても、行政と住民の皆さんのパイプ役として、皆さんの合併への想いや期待にお応えできるよう、精一杯頑張ります。

こちら編集室